

◎京都府農林水産技術センター公募型見積り合わせ実施要領

令和6年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府会計規則第167条の2第1項第4号の定めるところにより、公募型見積り合わせを実施するために必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領による公募型見積り合わせは、予定価格が50万円未満の生産製作品の売払いに係る随意契約について適用する。

(公募型見積り合わせの参加資格に関する事項)

第3条 参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) (2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでないこと。

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

(5) 見積書の提出期限の最終日までの期間において、京都府の物品又は役務の調達契約に係る指名停止等の措置要領第2条の規定により指名停止がなされていないこと。

(公募型見積り合わせ公告)

第4条 公募型見積り合わせに付そうとするときは、その提出書類受領期限の前日から起算して4営業日前までに当センターホームページにおいて公告するものとする。

(公募型見積り合わせ公告事項)

第5条 前条に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 売払い件名
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 提出書類受領期限
- (4) その他必要と認める事項

(公募型見積り合わせ説明会)

第6条 公募型見積り合わせ説明書(以下「説明書」という。)で示した契約の内容、見積り合わせ条件等で明示することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、公募型見積り合わせ説明会を開催することができる。

(見積書の提出等)

第7条 公募型見積り合わせを実施しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した見積書を、見積参加者又はその代理人(以下「参加者等」という。)より提出させなければならない。

- (1) 件名
- (2) 見積金額
- (3) 参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)

(見積書の引換え等の禁止)

第8条 参加者等をして、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(無効の見積書)

第9条 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- (1) 説明書に示した公募型見積り合わせに参加する資格のない者の提出した見積書
- (2) 件名及び見積金額のないもの
- (3) 参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)の

ない又は判然としないもの

- (4) 件名に重大な誤りがあるもの
- (5) 見積金額の記載が不明確のもの
- (6) 見積金額の記載を訂正したもの
- (7) 説明書に示した参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (8) その他公募型見積り合わせに関する条件に違反した見積書

(公募型見積り合わせの取りやめ等)

第10条 参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公募型見積り合わせを公正に実施することが認められないときは、当該参加者等を公募型見積り合わせに参加させず、又は公募型見積り合わせの実施を延期し、若しくは取りやめることができる。

(優先交渉権者の決定)

第11条 要求要件をすべて満たし、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。）

第162条の予定価格以上で最高の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を優先交渉権者とし、また、同価の見積書提出をした者が2者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ優先交渉権者を決定するものとする。

また、優先交渉権者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、当該者は契約の相手方となる資格を失うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年8月1日から実施する。

